

# 国民健康保険税の 納税通知書・決定通知書を 7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、  
保険医療機関などへの医療費  
の支払いに使われる国保運営  
のための重要な財源です。必  
ず納期限までに納付をお願い  
します。

**通知書の内容を必ず  
ご確認ください**

窓口で納付される方、口座  
振替により納付される方には、  
納税通知書を送付します。  
すでに年金天引きで納付さ  
れている方には、決定通知書  
兼特別徴収開始通知書を送付  
します。

## 保険税の税率等を 改定しました

令和元年度の保険税の税率  
および国の法令改正に合わせ  
課税限度額を改定しました。  
改定内容は左表のとおりで  
す。

	所得割	均等割 ※一人あたり	平等割 ※一世帯あたり	課税限度額
基礎分	7.7% (7.8%)	20,000円 (21,000円)	21,000円 (22,000円)	61万円 (58万円)
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	16万円

※( )内は平成30年度。

※所得割は、前年の所得から基礎控除33万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

## 所得申告により国保税が 軽減される場合があります

世帯内の被保険者全員と世  
帯主の所得金額の合計が軽減  
基準額以下の場合、均等割額  
および平等割額が軽減されま  
す。所得不明な方がいる場合  
は軽減の対象となりませんの  
で、所得申告が必要な方は、  
必ず申告してください。  
また、国の法令改正に合わ  
せ、軽減判定所得の基準額が  
左表のとおり引き上げられ、  
軽減される世帯の範囲が拡大  
されました。

軽減判定所得の基準額	
5割軽減	33万円 + 28万円 [平成30年度27.5万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + 51万円 [平成30年度50万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは：国民健康保険から後期高齢者  
医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者とな  
った後も継続して同一の世帯に属する方

## 特例対象被保険者等の 負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由  
で離職された方は、左表の要  
件に該当する場合、保険税が  
軽減されますので、必ず届け  
出をしてください。  
※平成30年3月31日から平成  
31年3月30日の間に離職し、  
届け出をして平成30年度国  
民健康保険税にこの軽減が  
適用された方については、  
令和元年度分も自動的に軽  
減が適用されます。

該当要件	①離職日が平成30年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」 （「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが 次のいずれかの番号）であること。 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100 として算定
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証（原本）
届出場所	国保年金課および本納支所

## 旧被扶養者の減免期間の 見直しについて

被用者保険から後期高齢者  
医療制度へ移行した方に扶養  
されていた65歳以上の方（旧  
被扶養者）については、激変  
緩和措置として、当分の間、  
保険税負担軽減措置が講じら  
れています。

その中で、令和元年度から、  
均等割額と旧被扶養者のみで  
構成される世帯の平等割額の  
減免期間が見直され、「国保  
に加入した月以降2年を経過  
する月までの間」に限り適用  
されることとなりました。  
※今回の見直しは、すでに国  
保に加入している旧被扶養  
者の方も対象となります。  
（平成29年4月以前に国保  
に加入されている場合、平  
成31年4月以降の軽減措置  
は適用されなくなります。）



お問い合わせは、  
国保年金課（2階）  
☎1503、FAX1600へ。